

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年11月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
ホームック株式会社 代表取締役社長 柴田 憲次
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック石巻店
石巻市南中里二丁目2番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ホームック株式会社 代表取締役社長 柴田 憲次
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 220台
(変更後) 133台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) なし
(変更後) 30台
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
(変更後) 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後10時
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後9時15分まで
(変更後) 午前7時15分から午後10時15分まで
(ただし、屋上駐車場は午前7時15分から午後9時45分まで)
 - (5) 駐車場の自動車出入口の数及び位置
(変更前) 出入口 3か所 出口 1か所
(変更後) 出入口 2か所 出口 1か所
- 5 変更の年月日
平成23年6月30日
- 6 届出年月日
平成22年10月29日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

8 縦覧期間

平成22年11月12日から平成23年3月14日まで（ただし，開庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。